

岸和田市農業委員会
第37回（令和5年6月）総会議事録

1 日時 令和5年6月8日（木） 午後1時30分～午後3時

2 場所 桜台市民センター3階 講座室4

3 議案（その1）

議案第1号 農地法第18条第1項の規定による許可申請意見聴取について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 農用地利用集積等促進計画の要請について

議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請意見聴取について

議案第6号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

議案（その2）

報告第1号 専決処分の報告について

（専決処分第1号） 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について

（専決処分第2号） 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について

議案（その3）

議案第7号 令和4年度事業報告について

議案第8号 令和5年度事業計画の策定について

4 出席委員 名（定数14名）

委員	1番	溝上重藏	委員	2番	籾 広司
〃	3番	小山長藏	〃	4番	谷口敏信
〃	5番	赤坂哲次	〃	6番	近道泰光
〃	7番	西川徳良	〃	8番	今本一成
〃	9番	田中隆治	〃	10番	池本広一

〃	11番	木下良三	〃	12番	岸 義修
〃	13番	南 加代子	〃	14番	永野六博

出席推進委員 名 (定数 12名)

推進委員	1番	奥 和憲	推進委員	2番	木岡幸雄
〃	3番	植田 功	〃	4番	一ノ瀬 清 司
〃	5番	藤原政則	〃	6番	川上勝次
〃	7番	池田八郎	〃	8番	坂田正行
〃	9番	西田 寛	〃	10番	樋口忠俊
〃	11番	花田純一	〃	12番	辻阪澄男

5 欠席委員

西田委員、花田委員

6 出席事務局職員

船橋局長、高橋次長、和田参事、志村主査

木下議長(以下「議長」という)、定刻に着席。

議長 それでは、本日、第37回総会を始めさせていただきます前に、本日の委員出席状況を事務局から報告いたします。

事務局 本日の委員出席状況をご報告いたします。

農業委員 14名の内 14名、推進委員 12名の内 10名の出席で、現に在任する委員の過半数の出席が認められます。

したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会議は成立しております。

以上でございます。

議長 次に、本日の議事録署名者を私からご指名申しあげます。8番 今本一成委員、9番 田中隆治委員のご両名にお願い申し上げます。

議長 それでは、議案の審議に入ります。

議案第1号「農地法第18条第1項の規定による許可申請意見聴取について」を上程し、議題といたします。

議案の内容は、事務局から説明いたします。

事務局 それでは、上程されました議案第1号につきましてご説明いたします。

議案書(その1) 1ページをお願いいたします。

本件は、令和 4 年 9 月 5 日付けで、農地の賃貸借について、賃貸人から賃貸借解除の許可を求める申請で、1 ページのとおり 1 件でございます。

本件については、事前に行われた地区協議会において、次の内容の報告を受けております。

内容は、農地法第 18 条第 1 項の規定による賃貸借の解除許可については、許可が相当な理由として、農地法第 18 条第 2 項第 1 号の「賃借人が信義に反した行為をした場合」があり、法的に信義違反とされる理由は、不耕作、賃料の滞納があげられます。

申請後、大阪府の定める許可手順に従い、関係者の事情聴取や大阪府農政室整備課との協議を進めてまいりました。

賃貸人側の事情聴取は、令和 4 年 11 月 24 日に行い、賃貸人代理人の弁護士、申請地付近に居住する賃貸人父及び母が出席し、委員会は、木下会長、池本委員、武田参事及び志村主査が出席し聴取を行いました。

賃借人側の事情聴取は、令和 4 年 11 月 25 日に行う予定でしたが、賃借人法定相続人 5 名全員が欠席となりました。

尚、賃借人側全員には、事情聴取の通知書にて、欠席時の文書回答書を同封し、「事情聴取の欠席、都合がつかない電話連絡かつ令和 4 年 11 月 25 日までに文書回答がない場合は、相続権を主張しないと判断する」と通知し、5 名の内 2 名は賃借権を主張しないとの回答があり、回答や連絡のない 3 名については、令和 5 年 3 月 7 日付け、内容証明郵便にて、「相続権を主張しないと判断し、許可申請業務を進行する」と通知しました。

賃貸人側の事情聴取より、賃借人の不耕作状況は、平成 6 年から申請時で約 28 年間となる。前回の当該土地での同様の申請では、一部賃借人の耕作は認められ、平成 24 年 6 月 29 日に不許可となり、その後 10 年が経過したが、その間賃借人側の耕作は認められない。

以上により、賃借人側の不耕作期間は通算して、約 28 年間で 10 年以上であることとなります。

続いて、賃料の滞納は、賃貸人側の事情聴取より、賃貸人側が平成 11 年から 21 年までの 55 万円を賃借人側から受け取ったことは認められる。その後の賃料は、賃借人側は供託も含め支払っていないと考慮できる。

以上により、賃貸人側は平成 22 年分から約 12 年間で 10 年以上賃料は受け取っていないことが認められる。

最後に、解除許可の条件として、農地法第 18 条第 2 項第 3 号「賃借人の生計、賃貸人の経営能力などを考慮し、賃貸人がその農地を耕作の事業に供することを相当とする場合」があるが、賃借人側は、通算して約 28 年間の不耕作状態であり、申請地で耕作をし、収穫した農作物で収益を得て生計を維持しているとは認められない。また、申請にて、申請地付近に居住する賃貸人の父が耕作する営農

計画を示しており、賃貸人がその農地を耕作の事業に供することを相当とすると認められる。

また、大阪府農政室整備課との打ち合わせにより上記の内容に関して、同様の見解を得ています。

以上、許可要件を満たしているものと報告を受けております。

議長 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方はご発言願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、地区協議会から審議の結果を報告願います。

議案第1号1番について、八木・城北・春木地区協議会から審議の結果を報告願います。

八木・城北・春木地区協議会会長 それでは、八木・城北・春木地区協議会における議案第1号1番の農地について、審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる6月1日、いずみの農協城北支店において慎重に審議した結果、許可要件を満たすものと承認し、原案のとおり意見聴取することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議長 八木・城北・春木地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第1号は原案のとおり意見聴取することと決しましてご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり意見聴取することと決しました。

議長 次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請承認について」を上程し、議題といたします。

議案の内容は、事務局から説明いたします。

事務局 上程されました議案第2号についてご説明いたします。

議案書（その1）2ページをお願いいたします。

本件は、農地法第3条の規定による所有権移転が1件でございます。

1番について、事前に行われた地区協議会において、現地調査及び申請内容を慎重に審査した結果、保有している機械の能力、農作業に従事する者の状況から、耕作に供すべき農地を効率的にすべて利用できるものと見込まれます。また

年間の農業従事日数から、必要な農作業に常時従事でき、更に信託による権利取得ではなく、また転貸にもあたらず、周辺の農地の効率的な利用を妨げるものでもありません。したがって、許可要件のすべてを満たしているものと報告を受けております。

以上でございます。

議長 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、地区協議会から審議の結果を報告願います。

議案第2号1番について、山直下地区協議会から審議の結果を報告願います。

山直下地区協議会会長 それでは、山直下地区協議会における議案第2号1番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる6月5日、いずみの農協山直下支店において慎重に審議した結果、原案のとおり許可することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議長 地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第2号は原案のとおり許可することと決しましてご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり許可するものと決しました。

議長 次に、議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」を上程し、議題といたします。

議案の内容は、事務局から説明いたします。

事務局 上程されました議案第3号についてご説明いたします。

議案書（その1）3ページをお願いいたします。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、岸和田市長が農用地利用集積計画を作成するにあたり、岸和田市長から本委員会に意見を求めたものでございます。作成する農用地利用集積計画は3ページ、4ページの一覧表のとおり2件でございます。

5ページは岸和田市長からの依頼文の写しであり、6ページは計画案でございます。

設定する利用権ですが、3 ページ、4 ページの農用地利用集積計画一覧表のとおり、1 番の設定する利用権は賃借権で、期間は令和 5 年 7 月 1 日から令和 10 年 6 月 30 日まで、2 番の設定する利用権は使用貸借権で、期間は告示日から 10 年間でございます。

これらの件につきまして、事前に行われた地区協議会において、現地調査及び内容を慎重に審査した結果、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の規定によりなお従前の例によることとされる改正法第 1 条による改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしており、制度の目的にかなっているため、妥当であると報告を受けております。

以上でございます。

議長 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、地区協議会から審議の結果を報告願います。

まず、議案第 3 号 1 番について、有真香地区協議会から審議の結果を報告願います。

有真香地区協議会会長 それでは、有真香地区協議会における議案第 3 号 1 番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる 6 月 8 日、いずみの農協有真香支店において慎重に審議した結果、原案のとおり決定することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議長 続いて、議案第 3 号 2 番について、南掃守地区協議会から審議の結果を報告願います。

南掃守地区協議会会長 それでは、南掃守地区協議会における議案第 3 号 2 番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる 6 月 1 日、いずみの農協南掃守支店において慎重に審議した結果、原案のとおり決定することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議長 各地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第 3 号は原案のとおり決定するものと決しましてご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第 3 号は原案のとおり決定することと決しました。

議 長 次に、議案第4号「農用地利用集積等促進計画の要請について」を上程し、議題といたします。

議案の内容は、事務局から説明いたします。

事務局 上程されました、議案第4号につきましてご説明いたします。

議案書（その1）7ページをお願いいたします。

本件は、地域計画が策定されていない地域で、農地の貸付け希望者から農地貸付申出書及び農地の借り受希望者から農地借受申出書が申請され、事前に大阪府みどり公社と事前協議が行われた案件で、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に基づき、大阪府みどり公社に農用地利用集積等促進計画を定めることを要請するものであります。

設定する利用権ですが、7ページの農用地利用集積等促進計画一覧表のとおり、1番の設定する利用権は使用貸借権で、期間は令和5年8月1日から令和15年7月31日まででございます。

これらの件につきまして、事前に行われた地区協議会において、現地調査及び内容を慎重に審査した結果、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定によりなお従前の例によることとされる改正法第1条による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、制度の目的にかなっているため、大阪府みどり公社に計画の作成を要請することを行うことが妥当であると報告を受けております。

以上でございます。

議 長 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言願います。

委 員 なし

議 長 質疑、ご意見がないようですので、地区協議会から審議の結果を報告願います。

議案第4号1番について、有真香地区協議会から審議の結果を報告願います。

有真香地区協議会会長 それでは、有真香地区協議会における議案第4号1番に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる6月8日、いずみの農協有真香支店において慎重に審議した結果、原案のとおり大阪府みどり公社に計画の作成を要請することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議 長 地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言願います。

委 員 なし

議 長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第4号は原案のとおり大阪府みどり公社に計画の作成を要請することに決ましてご異議ございませんか。

委 員 異議なし

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり大阪府みどり公社に計画の作成を要請することと決しました。

議 長 次に、議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請意見聴取について」を上程し、議題といたします。

議案の内容は、事務局から説明いたします。

事務局 上程されました、議案第5号につきましてご説明いたします。

議案書（その1）8ページをお願いいたします。

本件は、農地法第4条の規定による許可申請で、一覧表のとおり農地を農地以外の用途にするための転用が1件であります。

1番は分家住宅として転用するものであり、他の農地区分のいずれにも該当しない農地で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため第2種農地と判断しています。これらの件につきまして、事前に行われた地区協議会において、現地調査等、慎重に審査した結果、妥当と思われ、所定の添付書類についても具備しており、要件を満たしているものと報告を受けております。

以上でございます。

議 長 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言願います。

委 員 なし

議 長 質疑、ご意見がないようですので、地区協議会から審議の結果を報告願います。

議案第5号1番について、山直上地区協議会から審議の結果を報告願います。

山直上地区協議会会長 それでは、山直上地区協議会における議案第5号1番に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる6月7日、いずみの農協山直上支店において慎重に審議した結果、許可やむを得ないものと認め承認し、原案のとおり意見聴取することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議 長 地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言願います。

委員 なし
議長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第5号は原案のとおり意見聴取することと決まましてご異議ございませんか。

委員 異議なし
議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第5号は原案のとおり意見聴取することと決しました。

議長 次に、議案第6号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を上程し、議題といたします。

議案の内容は、事務局から説明いたします。

事務局 上程されました、議案第6号についてご説明いたします。

議案書（その1）9ページ、10ページをお願いいたします。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている、すなわち、相続税納税猶予を受けている者が適用農地で引き続き農業を行っている旨を証明するもので、9ページ、10ページの一覧表のとおり5件でございます。

これらの件につきまして、事前に行われた地区協議会において、現地調査及び内容を慎重に審査した結果、要件を満たしているものと報告を受けております。

以上でございます。

議長 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、地区協議会から審議の結果を報告願います。

まず、議案第6号1番について、中央・土生郷地区協議会から審議の結果を報告願います。

中央・土生郷地区協議会会長 それでは、中央・土生郷地区協議会における議案第6号1番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる6月6日、いずみの農協土生郷支店において慎重に審議した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議長 続いて、議案第6号2番から4番の農地について、有真香地区協議会から審議の結果を報告願います。

有真香地区協議会会長 それでは、有真香地区協議会における議案第6号2番から4番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる6月8日、いずみの農協有真香支店において慎重に審議した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議 長 続いて、議案第6号5番の農地について、八木・城北・春木地区協議会から審議の結果を報告願います。

八木・城北・春木地区協議会会長 それでは、八木・城北・春木地区協議会における議案第6号5番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる6月1日、いずみの農協城北支店において慎重に審議した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議 長 各地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言願います。

委 員 なし

議 長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第6号は原案のとおり証明するものと決ましてご異議ございませんか。

委 員 異議なし

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり証明するものと決しました。

議 長 次に、議案書（その2）専決処分の報告に移ります。

報告第1号 専決処分の報告について

（専決処分数1号）農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について

（専決処分数2号）農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について

以上を一括して報告いたします。

報告の内容は、事務局から説明いたします。

事務局 議案書（その2）をお願いいたします。

上程されました1ページの報告第1号「専決処分の報告について」、岸和田市農業委員会に関する規定第19条の規定により、別紙の専決処分数1号から第2号までの2件につきまして、一括して専決処分を行ったことをご報告いたします。

次に、専決処分を行った2ページから7ページの専決処分数1号から第2号までの2件につきまして、一括してご説明いたします。

上程されました専決処分は、いずれも令和5年4月21日から5月19日までに届出等がなされたものであります。

まず、2ページの専決処分数1号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について」ですが、農地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域内における、所有者自ら農地を農地以外の用途に転用する届出で、3ページ、4

ページの一覧表のとおり、5月1日から5月10日までが1件、5月11日から5月19日までが1件の合計2件でございます。

次に、5ページの専決処分第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について」ですが、農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内における農地転用の届出が、6ページ、7ページの一覧表のとおり、4月21日から4月28日までが3件、5月11日から5月19日までが3件の合計6件でございます。

以上、専決処分第1号から第2号は、法定記載事項及び所定の添付書類等について、内容を慎重に審査した結果、適法でありました。したがって、会長が専決処分したものでございます。

以上でございます。

議長 報告の説明が終わりました。質疑、ご意見のある方は、ご発言願います。
委員 異議なし
議長 質疑、ご意見がないようですので、これで本報告を終わります。

議長 最後に、議案書（その3）その他の議案の審議に入ります。
議案第7号「令和4年度事業報告について」を上程し、議題といたします。
議案の内容は、事務局から説明いたします。

事務局 それでは、上程されました議案第7号につきましてご説明いたします。
議案書（その3）1ページをお願いいたします。

本報告書は、農業委員会に関する農業委員会等に関する法律施行規則第15条に基づき、公表するものです。また、全体の構成は、「Ⅰ事業報告」は、令和4年度の法令事務の適正な執行等、農業委員会活動の事業報告で、「Ⅱ令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」は公表する報告書です。

続いて、主な事業報告書の内容をご説明いたします。

別紙の「事業報告書」1ページをお願いします。

1番は、農地法第3条、4条、5条に基づく、処理件数や転用内容を記載しています。

続いて2ページは、4番で相続税納税猶予での適格者証明、引き続き農業経営を行っている旨の証明及び認定都市農地貸付けを行っている確認の処理件数、5番で利用状況調査の実施状況、6番で昨年の台帳整備調査などの回答状況、2ページから3ページにかけて、7番は小作台帳の整理状況を記載しています。

続いて3ページは、9番で、岸和田農業振興地域整備計画の変更、10番で、農用地利用集積計画決定に関する利用権の事務処理件数などを記載しています。

続いて4ページは、12番で、農業委員会だよりの配布状況、13番で、委員の活

動状況、14番で、農業者年金に関する活動状況を記載しています。

続いて5ページは、15番で、視察、農業委員会大会及び事務局職員の研修などの実施状況、16番で、岸和田農産物フェアでの農業相談開催状況を記載しています。

続いて6ページは、総会、運営委員会及び編集委員会の開催状況を記載しています。

続いて、「Ⅱ令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」で、7ページは、令和4年4月1日現在の農業委員会の体制、農林業センサスなどでの総農家数や耕地面積及び認定農業者数などを記載しています。

続いて8ページは、令和4年度末の利用権などの集積面積、遊休農地面積などを記載しています。

続いて9ページは、令和4年度末の利用状況調査の開催時期、過去3年間の新規参入者参入状況などを記載しています。

続いて10ページは、令和4年度の新規参入者参入状況、委員の1人当たりの活動日数及び活動強化月間の状況を記載しています。

続いて11ページは、令和4年度中に開催した神於山土地改良事務所での農業相談の状況や委員の点検・評価を記載しています。

最後に12ページは、総会の開催、農地法第3条に基づく許可、農地転用及び違反転用への対応の事務実施状況です。

以上でございます。

議長 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言願います。

委員 違反転用への取り組みの強化を。

事務局 令和4年度実績として報告した。

議長 引き続き違反転用の対策をお願いします。

ほかにご意見がないようですので、議案第7号は原案のとおり決定するものと決しましてご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり決定するものと決しました。

議長 最後に、議案第8号「令和5年度事業計画の策定について」を上程し、議題といたします。

議案の内容は、事務局から説明いたします。

事務局

それでは、上程されました議案第8号につきましてご説明いたします。

議案書（その3）2ページをお願いいたします。

本計画書は実績を点検、評価し、令和5年度の事業計画を策定するものです。また、全体の構成は、まず、農業委員会活動の「Ⅰ基本方針」を定め、「Ⅱ事業計画」は、農業委員会活動の年間事業計画で、「Ⅲ令和5年度最適化活動の目標の設定等」は大阪府へ提出する事業計画書です。

続いて、事業計画書の内容をご説明いたします。

別紙の「事業計画書」をお願いします。

まず、表紙の裏面は、「岸和田市農業委員会憲章」です。

続いて「事業計画書」の1ページをお願いします。

まず、基本方針で委員会業務を推進することとしています。

次に事業計画で、2ページから6ページは農地関係の事業計画で、主な事業は、2ページの1番、農地の利用調整で農地法第3条による権利移動又は農地法第4、5条による農地転用事務などによる農地の利用調整業務、3ページの3番、都市農地貸借法による貸借の決定で生産緑地の貸借である、都市農地貸借法による貸借の決定業務、4ページの5番で相続税等納税猶予関連の証明業務、6番で農地等の利用の最適化の推進に関する指針制定、5ページの7番で地域計画の策定に伴う、現況地図の作成、8番で無断転用の防止と是正業務を記載しています。

続いて7ページ、8ページは農政関係業務で、主な事業は、7ページの2番で農業経営基盤強化促進基本構想に基づく利用権設定での農地の流動化対策、3番の「岸和田市農業委員会だより」やホームページによる情報宣伝活動、4番の指導相談活動、8ページの5番で農業者年金受託業務、6番で委員や事務局職員の研修実施を記載しています。

続いて9ページは総会、地区協議会、運営委員会及び編集委員会の会議業務を記載しています。

続いて、「Ⅲ令和5年度最適化活動の目標の設定等」で、10ページは、令和5年4月1日現在の農業委員会の体制、農林業センサスなどでの総農家数や耕地面積及び認定農業者数などを記載しています。

続いて11ページは、1番最適化活動の成果目標の1、農地の集積の現状及び課題で利用権などの令和4年度末の集積面積、目標で令和5年度の集積目標率、1番の2、遊休農地の解消の現状及び課題で令和4年度末の遊休農地面積、目標で令和5年度の遊休農地の解消目標面積などを記載しています。

最後に12ページは、1番の3、新規参入の促進の現状及び課題で令和2年度から4年度の新参入者状況、目標で令和5年度の新規参入者への参入目標面積、2番最適化活動の活動目標の1、推進委員等が最適化活動を行う日数目標で令和5年度の活動を行う目標日数、2番の2、活動強化月間の設定目標で活動強化月間

の設定目標などを記載しています。

議長 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言願います。

議長 質疑、ご意見がないようですので、議案第8号は原案のとおり決定するものと決ましましてご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議なしと認めます。

議長 以上で、予定しておりました議題は、全て終了しました。慎重審議を賜り、誠に有難うございました。

委員さんから何かございませんか。

特段ないようですので、これで第37回総会を閉会いたします。

令和5年6月8日

議長 木下良三

委員 今本一成

委員 田中隆治